

国出先機関の移管に係る動きについて

【これまでの経緯】

H11. 7	○地方分権一括法成立（機関委任事務制度の廃止）
H18.12	○地方分権改革推進法成立
H20. 5	○第 1 次勧告（国と地方の役割分担の基本的な考え方等）
H20.12	○第 2 次勧告（国の出先機関の見直し等）
H21. 3	○出先機関の改革に係る行程表（国・地方分権改革推進本部） < 政権交代 >
H21.11	○地域主権戦略会議設置
H22. 6	○「地域主権戦略大綱」を閣議決定
H22.12	○関西広域連合が国出先機関の丸ごと移管を提案（九州は 10 月） ○「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」を閣議決定
H23. 2	○第 1 回「アクション・プラン」推進委員会
H23. 5	○関西、九州から移譲希望機関を提示（共に経産局、環境事務所、整備局）
H23. 7	○第 2 回「アクション・プラン」推進委員会（移譲にかかる特例制度の骨子 素案を提示、人材調整準備会議の設置を決定）
H23.10	○第 3 回「アクション・プラン」推進委員会（「検討課題」を提示） ○第 13 回地域主権戦略会議（総理、法案提出に強い意志を表明） ○嘉田知事が関西広域連合国出先機関対策委員長に就任
H23.11	○第 14 回地域主権戦略会議（総理、作業を加速させると発言）
H23.12	○第 4 回「アクション・プラン」推進委員会 ○第 15 回地域主権戦略会議（広域的实施体制の枠組み（方向性）、今後の取 組方針を提示）

【本県の動き】

- 3 機関の移譲に向けた検討チームをそれぞれ設置。広域連合の国出先機関対策 PT と連携しながら、移管に向けて検討。
- 市町に対して、第 10 回自治創造会議（11 月 8 日）や月 1 回程度開催している意見交換の場（地域の自主性及び自立性を高める改革のための市町・県推進会議）において、国や広域連合、県等の動きや考え方を逐次報告し、意見交換を実施。
- 県議会地方分権行財政対策特別委員会等において、国や広域連合、県等の動きや考え方を逐次報告。

【関西広域連合の動き】

- H23. 6. 15 国出先機関対策プロジェクトチームを設置
- H23. 10. 5、7 内閣府等関係府省に移管推進に関する要請活動
- H23. 10. 12 移管推進に関する声明発表
- H23. 11. 14 国出先機関の事務・権限移譲に関するメリット等の事例を公表

「国出先機関の原則廃止」に対する本県の考え方

平成 23 年 7 月更新
滋 賀 県

1 (取組姿勢)

住民や事業者に対する行政サービスの向上に資することや行政体制の簡素・効率化を図ることを目的として、「国出先機関の廃止」に向けた改革に取り組みます。

2 (移譲の受け方)

国出先機関の事務・権限のうち、複数県にまたがるもの等を除き、可能な限り県が単独で移譲を受けることを基本としますが、移譲の早期実現を図るため、まずは関西広域連合への「丸ごと移管」を求めています。

3 (移譲の対象)

移譲を求める範囲は、全国知事会が検討対象とした 8 府省 15 系統ですが、まずは、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿地方環境事務所の関西広域連合への移譲が必要であると考えています。

また、ハローワーク（公共職業安定所）については、県への「丸ごと移管」を目指し、特区提案しているところです。

4 (移譲の条件)

国に対しては、事務・権限の移譲にあたって、不要な事業の廃止や執行方法の改善などにより、出先機関のスリム化を図ることや必要な税財源も合わせて確実に移譲をすることを求めます。

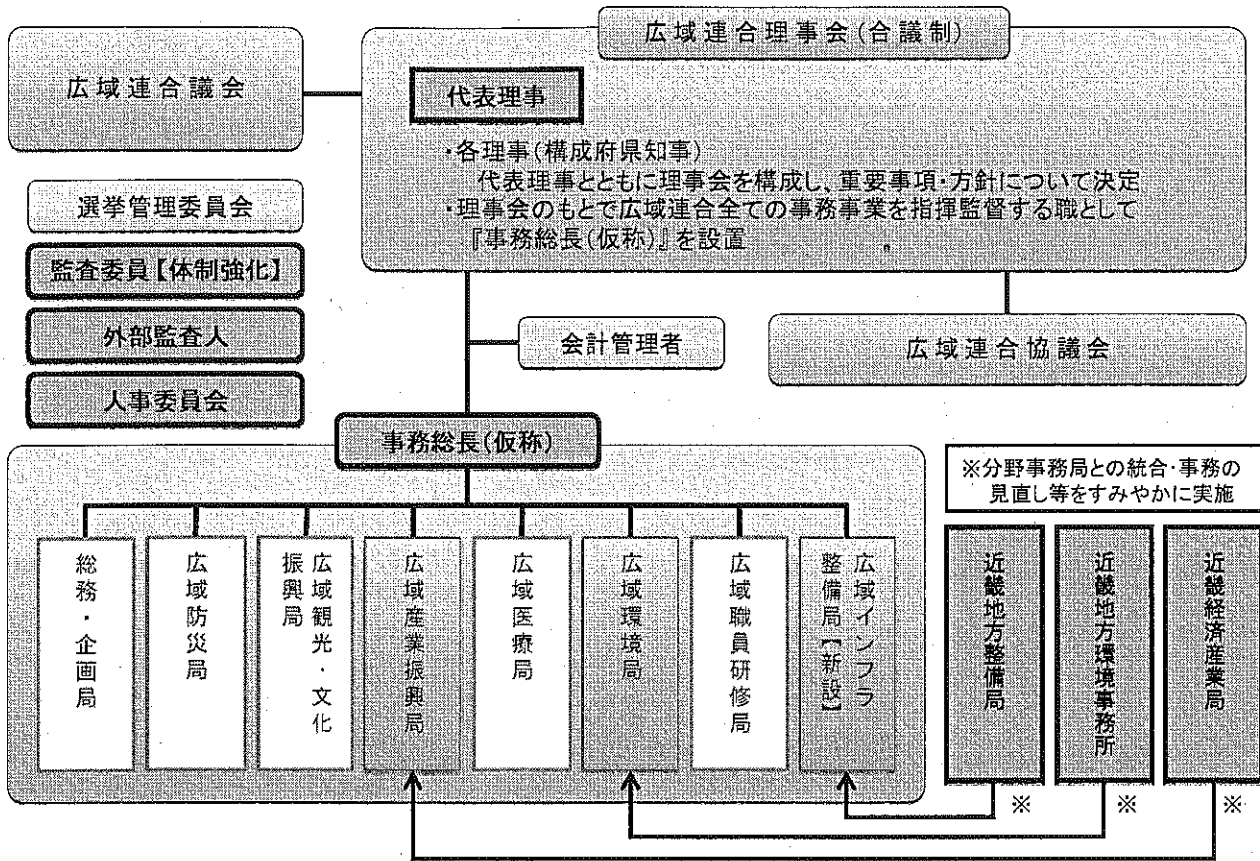
5 (具体的な検討)

移譲を求める機関や共通する課題については、それぞれ総括部局を定め、受け入れ時の具体的な課題や条件、方法等について、情報収集や検討を進めます。

また、事務・権限や財源、人員等の適正な条件下での移譲と、関西広域連合から府県への再移譲が可能な制度設計を求めます。

6 (改革の推進)

国出先機関の廃止は、地方自治の形を大きく変えるものであり、市町や県民のみなさんのご理解とご協力を得て、共に進めていかなければならないと考えています。



■ 現行からの変更点

- 理事会制の導入
 - *『広域連合委員会(全会一致)』⇒『広域連合理事会(合議制)』
- 『事務総長(仮称)』を選任
 - *理事会のもとで広域連合全ての事務事業を指揮監督
- 『公平委員会』⇒『人事委員会』
 - *人事機能の強化(給与勧告など)
- 監査体制の強化
 - *監査委員2名→府県と同規模(4名)とし一部常勤化、併せて事務局体制を拡充
 - *『外部監査人』による包括外部監査を実施

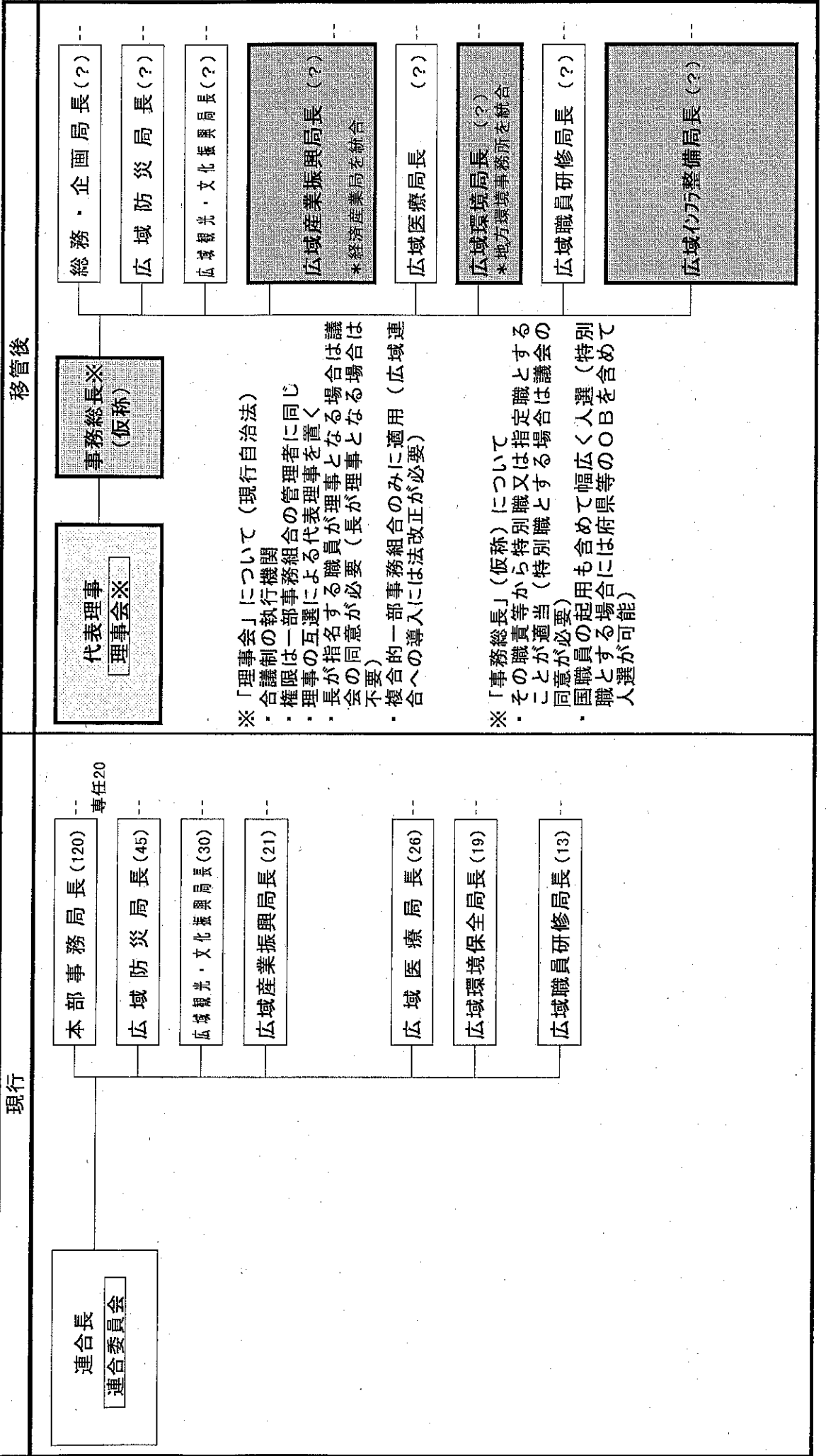
■ 検討事項

- 連合議会の機能強化(定数増を含む)
- 国から移管される組織と既存の分野事務局の統合、事務の見直しを速やかに実施
 - cf. 広域産業振興局-旧経済産業局、広域環境保全局-旧地方環境事務所
- 府県事務の持ち寄り、府県への事務移管を順次実施
- 国出先機関の出先事務所・出張所と府県の出先機関の再編
- 管理事務の集約
 - cf. 契約・入札業務の一元化、人事管理の一元化など

移管後の執行体制について

【ポイント】

- ・ 意思決定過程や責任の所在を明確にするため、理事会制を導入
- ・ よより効率・効果的に事務を執行するため、国出先機関（経済産業局、地方環境事務所）と関係分野事務局を統合
- ・ 理事会のもとで、全ての事務執行を指揮・監督する常勤の職（事務総長（仮称））を設置



出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針

「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」については、現在の取組を継続。その他の3課題については、全ての取組のベースである「アクション・プラン」を、百かゼロかということではなく、少しでも前進させるよう、取組を強化。

「アクション・プラン」の課題	取組状況
出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲	来年の通常国会への法案提出に向け最大限努力。

「アクション・プラン」の課題	今後の取組方針
直轄道路・直轄河川	直轄道路・直轄河川チーム会合を開催するなどにより、具体的に動かしていく案を検討する。
ハローワーク	知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。 同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。
共通課題（その他の一都道府県内完結事務）	各府省が移譲できるとする「A-a」事務と知事会が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求める3事務の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。 3事務については、知事会が移譲できるとする理由や効果についても十分検討する。

広域的实施体制の枠組み（方向性）

「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)記1に基づき、広域的实施体制の枠組みについては、以下の点に留意しつつ、既存の広域連合制度をベースに当該制度を発展させるための検討を進め、平成24年の通常国会に特例法案を提出することを目指す。

なお、移譲を受けようとする具体的意思を有する関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補として、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を行う。

1 執行機関の在り方

○ 執行機関の在り方については、以下の視点を踏まえ検討する必要がある。

〔検討の視点〕

- ・ 構成団体間の利害調整が適切に行われる体制
- ・ 緊急時等に迅速な意思決定が確保される体制
- ・ 一部の構成団体の考えに偏らない公平・公正な判断が保障される体制
- ・ 広範な事務・権限を処理するにふさわしい体制

こうした点を踏まえ、

- ・ 権限と責任を有する長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）
- ・ 構成団体の長をメンバーとする会議を置く
- ・ 専任の執行役（仮称）を置く

こととし、制度の詳細については引き続き検討する。

2 議会の在り方

○ 常任委員会等の設置、定例会の回数増や会期の長期化等について広域的实施体制の議会の自主的な取組を促す。

3 監査・透明性の確保

- 包括外部監査契約の締結を義務付ける。
- 移譲事務の実施状況を広域的实施体制自ら検証し評価する仕組みを特例法に基づく基本方針で定める。

4 広域的实施体制の区域

- 国民の利便性や永続的な社会資本の整備管理等を確保する観点を踏まえ、ブロック単位で出先機関の移譲を受ける広域的实施体制の区域として必ず含まなければならない都府県の区域を定める。
- まずは、関西、九州両地域を念頭に区域の在り方を検討する。

5 組織の安定性、永続性

- 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けた広域的实施体制が解散する場合及び構成団体が脱退する場合の手續等は、別に法律で定める（当該法律が定められなければ、解散、脱退はできない。）。

6 北海道、沖縄県の取扱い

- 北海道と沖縄県については、一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとする。

7 効果的・効率的な広域行政の推進

- 構成団体の事務・権限を持ち寄ることにより、広域行政をより効果的・効率的なものとする。
- 政令市の加入を促進する。

8 移譲対象となる事務・権限

- 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。
- 事務区分、国の関与（指示、同意、許可等）、並行権限行使について検討した上で、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務・権限とすることを個別に検討する。

9 事務区分、移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方、並行権限行使

- 個別の事務・権限ごとに、まずは現行法制に照らして検討を行い、不都合が生じる懸念があれば、対応策を柔軟に検討する。

10 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

- 大規模災害時等に全国の人員や資機材を結集し現場力・統合力・即応力をもって組織的・機動的に対応できるように、詳細については引き続き検討する。

11 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

- 事務の位置づけを明確化するため、可能なものは個別作用法に規定することを基本としつつ、それ以外の事務についても、特例法に根拠規定を設ける等の措置を含め、その法制的な在り方について検討する。

12 新たに必要となる事務の取扱い

- 出先機関の移管が行われた地域においては、他の地域で出先機関が処理することとなる新たな事務について、広域的实施体制が処理することを基本に、法令上の手当て等について検討する。

13 人員の移管

- 円滑な移管を実現するため、移管する要員規模の決め方、移管の方法、身分の取扱い、処遇上の取扱い等について、主として以下の点に重点を置いて検討を進める。
 - ・ 移譲される事務・権限に従来国で要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とする。
 - ・ (別に辞令を発せられない限り) 事務・権限の移譲の日において、移譲先の職員となることとし、移管の前後において、職員の就く官職の職務と責任は同等とすることを基本とする。
 - ・ 給与、休暇、服務については、移管先の条例等に拠ることとし、退職手当については、国、地方の勤続年数を通算の上、最終退職官署において支給する。共済については、国家公務員共済組合の組合員から地方公務員共済組合の組合員になる。
 - ・ 移管前後で国・地方を通じて公務能率を維持・向上させる必要があることから、人事交流を含むキャリアパスや採用における任用上の配慮、研修、人事記録等の引継ぎ等の必要な措置を講ずるものとする。

14 財源

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源について、改革の理念に沿った必要な措置を講ずる。

「国の出先機関の原則廃止」に向けた取組状況について

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～ の概要

〔平成 22 年 12 月 28 日 閣議決定〕

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備(具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保(税源移譲も検討)
- (4) 平成 24 年通常国会に法案提出、26 年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄国道
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)

当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討
(その際、ILO 第 88 号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

3. その他

- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的实施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

第 10 回自治創造会議（H23. 11. 8）発言概要（関連部分抜粋）

◇関西広域連合について

【提案者発言概要】

- 関西広域連合の設立趣旨および滋賀県が参加することの意義、メリット、デメリット、市町への影響について説明願いたい。
- 各市町の理解と納得を得た上で、改めて関西広域連合への参加について決定いただきたい。

【知事発言概要】

- 広域連合の趣旨は、単独府県ではできないことをできるようにすること、国の権限を受け止めることであり、地方自治法においてもきちんと位置づけられている。
- 参加のメリットは、広域防災、広域医療（ドクターヘリ）、広域環境保全といった単独府県では、なかなか提供できないサービスについて、参加府県が連携・協力することにより提供できるようになること。デメリットは、負担金が必要となることで、負担に応じたメリットがあるのかということ、きちんとチェックしなければならないと思っている。
- 市町への影響だが、国の出先機関改革の一環で権限を受けるとき、市町にどういうメリット、デメリットがあるのかということが、議論のポイントになってくると思う。二重行政を排除しながら、成果を上げていくことが重要。

【市町長発言概要】

- 府県事務を共同化して、サービス提供することについては、これまでからそれほど異論はなかった。懸念しているのは、サービスの共同化ではなく、広域連合が本当に国からの権限の受け皿になることができるのかということ。
- 近畿で広域の災害が起きた時に、それぞれの府県が機能しない中、国の権限を受けた広域連合が本当に機能するのか。逆に災害復旧が進まないのではないかと懸念する。

【知事発言概要】

- 国の将来を見据えた時に、必要な改革をしないといけないということが広域連合の出発点。できるだけ最小の費用で、最大の効果を上げることができる行政運営を行うのが、首長の役割である。
- 災害時は、国、府県が、それぞれ持ち寄った権限で、できる限り力を合わせた対応を行うこと、また、国交省、自衛隊、警察による全国からの支援をいただくことは当然である。

【市町長発言概要】

- 国の支分部局の移管を受けるとなると、職員数は減らない、コストもおそらく変わらないことになるが、それが果たして効率的なサービスが提供できる仕組みと言えるのか。最小限のコストで最大のサービスを提供するのならば、道州制になる。

【知事発言概要】

- 広域連合は、道州制にしないための一つの歯止めだと思っている。
- 基本的に府県でできることは府県で担うが、府県でできないことは、全て国ではなくて、広域連合で担うということ。
- 今までにない道をどのようにつくっていくかということなので、市町県の地方自治を担う責任者同士が、胸襟を開いて、市民、町民、県民のために将来の仕組みを話し合っ詰めていきたい。

【座長】

- 地方分権、地域主権は、市町長の皆さんも望んでいること。
- 市町長の心配を、知事はしっかりと受け止めていただいて、広域連合で議論されたことを適宜、市町長に伝えていただきたいし、市町長からも申し入れを行っていくということがないことには、県と市町が両輪のごとくというのは難しい気がする。